

### Ⅲ 参考資料

#### 1 関係法規

##### (1) 主な災害対策関係法律の類型別整理

類型	防災	応急救助	復旧・復興
	<b>災害対策基本法</b>		
地震 津波	大規模地震対策特別措置法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害救助法</li> <li>・消防法</li> <li>・警察法</li> <li>・自衛隊法</li> </ul>	<b>激甚災害法</b> <被災者への救済援助措置> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業信用保険法</li> <li>・天災融資法</li> <li>・小規模企業者等設備導入資金助成法</li> <li>・災害弔慰金の支給等に関する法律</li> <li>・雇用保険法</li> <li>・被災者生活再建支援法</li> <li>・株式会社日本政策金融公庫法</li> </ul> <災害廃棄物の処理> <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の処理及び清掃に関する法律</li> </ul> <災害復旧事業> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律</li> <li>・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法</li> <li>・公立学校施設災害復旧費国庫負担法</li> <li>・被災市街地復興特別措置法</li> <li>・被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法</li> </ul> <保険共済制度> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林国営保険法</li> <li>・農業災害補償法</li> <li>・地震保険に関する法律</li> </ul> <災害税制関係> 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律  <その他> 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律
	津波対策の推進に関する法律		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震財特法</li> <li>・地震防災対策特別措置法</li> <li>・建築物の耐震改修の促進に関する法律</li> <li>・密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律</li> <li>・東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法</li> <li>・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法</li> </ul>	水防法	
火山	活動火山対策特別措置法		
風水害	河川法		
	特定都市河川浸水被害対策法		
地滑り 崖崩れ 土砂流	<ul style="list-style-type: none"> <li>・砂防法</li> <li>・森林法</li> <li>・特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法</li> <li>・地すべり等防止法</li> <li>・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律</li> <li>・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律</li> </ul>		
豪雪	豪雪地帯対策特別措置法		
原子力	原子力災害対策特別措置法		

出典：内閣府・災害対策法制のあり方に関する研究会

## (2) 災害対策基本法 (一部抜粋)

(昭和三十六年法律第二百二十三号)

### (目的)

第一条 この法律は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

### (国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念にのっとり、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することに鑑み、組織及び機能の全てを挙げて防災に関し万全の措置を講ずる責務を有する。

2 国は、前項の責務を遂行するため、災害予防、災害応急対策及び災害復旧の基本となるべき計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務の実施の推進とその総合調整を行ない、及び災害に係る経費負担の適正化を図らなければならない。

### (都道府県の責務)

第4条 都道府県は、基本理念にのっとり、当該都道府県の地域並びに当該都道府県の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該都道府県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。

### (市町村の責務)

第5条 市町村は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

2 市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団その他の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市町村の有する全ての機能を十分に発揮するように努めなければならない。

### (住民等の責務)

第6条

3 前2項に規定するもののほか、地方公共団体の住民は、基本理念にのっとり、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努めなければならない。

### (3) 防災基本計画（一部抜粋）

（令和2年5月 中央防災会議）

災害対策基本法に基づき、中央防災会議が作成する計画で、災害の未然防止、被害の軽減及び災害復旧のための諸施策等の基本的な事項を定めるもの。

#### 第2編各災害に共通する対策編

#### 第2章災害応急対策

#### 第6節避難の受入れ及び情報提供活動

##### 3 指定避難所

##### (1) 指定避難所の開設

##### (2) 指定避難所の運営管理等

市町村は、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

### (4) 避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（一部抜粋）

（平成25年8月 内閣府（防災担当））

災害対策基本法の一部改正により、市町村（特別区を含む。）には、避難所における良好な生活環境を確保し、被災者の避難生活に対するきめ細やかな支援を実施することが求められるが、その取組に当たっての参考となるよう、市町村を対象に、生活環境の確保に関する事項を指針として示したもの。

#### 第1 平時における対応

##### 4 避難所における備蓄等

##### (1) 食料・飲料水の備蓄

避難所として指定した施設には、あらかじめ応急的に必要と考えられる食料・飲料水の備蓄に努めること。また、指定した避難所に食料・飲料水を備蓄しない場合は、避難所が開設された場合に備えて、食料・飲料水の供給計画を作成すること。

その際、食物アレルギーの避難者にも配慮し、アルファ米等の白米と牛乳アレルギー対応ミルク等を備蓄すること。なお、備蓄食料については、近年の食生活の向上と保存食の多様化を踏まえ、乾パン等の画一的なものだけにならないよう検討すること。食物アレルギー対応食品等についても、必要な方に確実に届けられるなど、要配慮者の利用にも配慮すること。また、避難所を運営する職員の食料等の確保を検討しておくこと。

#### 第2 発災後における対応

##### 13 一定期間経過後の食事の質の確保

- (1) 食事の提供にあたり、管理栄養士の活用等により長期化に対応してメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、要配慮者（咀嚼機能低下者、疾病上の食事制限者、食物アレルギー患者（児）等）に対する配慮等、質の確保についても配慮すること。
- (2) ボランティア等による炊き出し、特定給食施設の利用等による多様な供給方法の確保に努めるとともに、被災地の地元事業者が営業を再開するなど災害の発生から一定の期間が経過した段階においては、食料等の供給契約を順次地元事業者等へ移行させることなどにより、適温食の確保に配慮すること。
- (3) 一定の期間が経過した段階において、被災者自らが生活を再開していくという観点や、メニューの多様化や適温食の確保を図るという観点からも、避難所等における炊事する場の確保、食材や燃料の提供、ボランティア等の協力や避難所内の互助体制等の環境づくりを進めること。

(5) 地域における行政栄養士による健康づくり及び栄養・食生活の改善の基本指針(一部抜粋)  
(健が発0329第4号 平成25年3月29日 厚生労働省健康局がん対策・健康増進課長)

1 都道府県

(5) 食を通じた社会環境の整備の促進

⑥ 健康危機管理への対応

災害、食中毒、感染症、飲料水汚染等の飲食に関する健康危機に対して、発生の未然防止、発生時に備えた準備、発生時における対応、被害回復の対応等について、市町村や関係機関等と調整を行い、必要なネットワークの整備を図ること。特に、災害の発生に備え、都道府県の地域防災計画に栄養・食生活支援の具体的な内容を位置づけるよう、関係部局との調整を行うとともに、保健医療職種としての災害発生時の被災地への派遣の仕組みや支援体制の整備に関すること。また、地域防災計画に基づいた確かな対応を確保するため、市町村の地域防災計画における栄養・食生活の支援内容と連動するよう調整を行うとともに、関係機関や関係者等との支援体制の整備を行うこと。

2 保健所設置市及び特別区

(5) 食を通じた社会環境の整備の促進

⑤ 健康危機管理への対応

災害、食中毒、感染症、飲料水汚染等の飲食に関する健康危機に対して、発生の未然防止、発生時に備えた準備、発生時における対応、被害回復の対応等について、住民に対して適切な情報の周知を図るとともに、近隣自治体や関係機関等と調整を行い、的確な対応に必要なネットワークの構築や支援体制の整備を図ること。特に、災害の発生に備え、保健所設置市又は特別区の地域防災計画に栄養・食生活支援の具体的な内容を位置づけるよう、関係部局との調整を行うとともに、保健医療職種としての災害発生時の被災地への派遣の仕組みや支援体制の整備に関すること。

3 市町村

(5) 食を通じた社会環境の整備の促進

③ 健康危機管理への対応

災害、食中毒、感染症、飲料水汚染等の飲食に関する健康危機に対して、発生の未然防止、発生時に備えた準備、発生時における対応、被害回復の対応等について、住民に対して適切な情報の周知を図るとともに、都道府県や関係機関等と調整を行い、的確な対応に必要なネットワークの構築や支援体制の整備を図ること。特に、災害の発生に備え、都道府県の地域防災計画等を踏まえ、市町村の地域防災計画に栄養・食生活支援の具体的な内容を位置づけるよう、関係部局と調整を行うこと。

(6) 災害救助法 (一部抜粋)

(昭和二十二年十月十八日法律第百十八号 最終改正:平成三〇年六月一五日法律第五二号)

(目的)

第一条 この法律は、災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする。

(救助の対象)

第二条 この法律による救助(以下「救助」という。)は、都道府県知事が、政令で定める程度の災害が発生した市(特別区を含む。以下同じ。)町村(以下「災害発生市町村」という。)の区域(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、当該市の区域又は当該市の区若しくは総合区の区域とする。次条第一項において同じ。)内において当該災害により被害を受け、現に救助を必要とする者に対して、これを行う。

(救助の種類等)

第四条

二 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

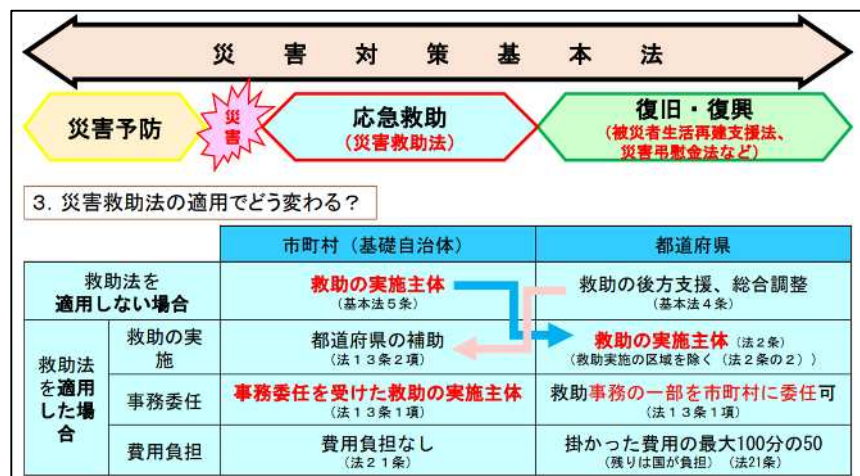


図 災害救助法の位置づけ

出典:内閣府 防災情報「災害救助法の概要(令和2年度)」

(3) 炊き出しその他による食品の給与		
	一般基準	備考
対象者	避難所に避難している者、住家に被害を受け、又は災害により現に炊事のできない者	
費用の限度額	1人1日当たり 1,160円以内	1人平均かつ3食でという意味である
救助期間	災害発生の日から7日以内	
対象経費	主食費、副食費、燃料費、炊飯器・鍋等の使用謝金又は借上費、消耗器材費、雑費	
※ 下線部は特別基準の設定が可能なもの。		
主な留意事項		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 炊き出し等の給与については、避難所に避難しているからとか、炊事ができない状況にあるからというのみで単に機械的に提供するのではなく、近隣の流通機構等も勘案しながら実施すること。</li> <li>○ 握り飯、調理済み食品、パン、弁当等を購入して支給する場合の購入費は、炊き出しの費用として差し支えない。</li> <li>○ 避難所等での炊き出しが長期化する場合は、できる限りメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保等、質の確保について配慮するとともに、状況に応じて管理栄養士等の専門職の活用も検討すること。</li> <li>○ 避難所ではなく、自宅において避難生活をしている方が避難所に炊き出し等の給与を受け取りに来た場合も対象となる。</li> <li>○ 避難所における避難者以外の職員やボランティア等の食事については、対象とならないこと。</li> </ul>		

※特別基準 一般基準では救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、特別基準を定めることができる。

出典:内閣府 防災情報「災害救助法の概要(令和2年度)」

図 災害救助法の各救助項目ごとの概要(炊き出しその他による食品の給与)

(7) 避難所における食事提供に係る適切な栄養管理の実施について

(事務連絡 平成28年6月6日 厚生労働省健康局健康課栄養指導室)

事務連絡  
平成28年6月6日

熊本県及び熊本市健康づくり施策主管部局 御中

厚生労働省健康局健康課  
栄養指導室

避難所における食事提供に係る適切な栄養管理の実施について

被災後すでに1か月半が経過し、熊本県及び熊本市においては、避難所における食事提供状況のアセスメントが実施され、避難所によっては依然として、野菜の摂取不足など食事内容に改善が必要な状況も見受けられており、避難所生活が長期化する中、日々の食事は、栄養不足の回避、生活習慣病の予防、さらには生活の質の向上のために、一層重要となっています。

については、今般、下記のとおり、避難所における食事提供の評価・計画のための栄養の参照量をお示しするとともに、食事提供に係る配慮事項をとりまとめましたので、避難所の運営において、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、地域や避難所の実情を十分に考慮し、適切な栄養管理の実施に努めていただきますようお願いします。

記

I 避難所における食事提供の評価・計画のための栄養の参照量について

1. 本参照量は、避難所生活が長期化する中で、栄養素の摂取不足を防ぎ、かつ生活習慣病を予防するため、栄養バランスのとれた適正量を安定的に確保する観点から、食事提供の評価を踏まえた計画の決定のための目安となる量として提示するものである。
2. 本参照量は、平時において給食管理を目的として日本人の食事摂取基準(2015年版)を用いる場合の概念をもとに、以下の(1)～(3)を基本的考え方として設定することとした。

- (1) エネルギー摂取の過不足については、利用者の体重の変化で評価することとなるが、参照量については、避難所ごとで利用者の年齢構成や活動量が異なることを勘案し、身体活動レベルⅠとⅡの推定エネルギー必要量を用いて算出し、幅を持たせて示すこととした(表1)。
- (2) たんぱく質、ビタミンB<sub>1</sub>、ビタミンB<sub>2</sub>及びビタミンCについては、栄養素の摂取不足を防ぐため、推定平均必要量を下回る者の割合をできるだけ少なくすることを目的とする。特に、たんぱく質については、体たんぱく質量の維持に十分な量を考慮して、参照量を設定することとした(表1)。
- (3) このほか、特定の対象集団について、栄養素の摂取不足を防ぐため配慮を要するものとしてカルシウム、ビタミンA及び鉄について、また、生活習慣病の一次予防のため配慮を要するものとしてナトリウム(食塩)について、それぞれ配慮すべき事項を設けることとした(表2)。
- なお、利用者の年齢構成等が把握できる場合は、平時と同様、食事摂取基準を活用することになるので、対象特特別の参照量は示さないこととした。

表1 避難所における食事提供の評価・計画のための栄養の参照量  
－エネルギー及び主な栄養素について－

目的	エネルギー・栄養素	1歳以上、1人1日当たり
エネルギー摂取の過不足の回避	エネルギー	1,800～2,200kcal
栄養素の摂取不足の回避	たんぱく質	55g以上
	ビタミンB <sub>1</sub>	0.9mg以上
	ビタミンB <sub>2</sub>	1.0mg以上
	ビタミンC	80mg以上

※日本人の食事摂取基準(2015年版)で示されているエネルギー及び各栄養素の値をもとに、平成22年国勢調査結果(熊本県)で得られた性・年齢階級別の人口構成を用いて加重平均により算出。

表2 避難所における食事提供の評価・計画のための栄養の参照量  
－対象特性に応じて配慮が必要な栄養素について－

目的	栄養素	配慮事項
栄養素の摂取不足の回避	カルシウム	骨量が最も蓄積される思春期に十分な摂取量を確保する観点から、特に6～14歳においては、600mg/日を目安とし、牛乳・乳製品、豆類、緑黄色野菜、小魚など多様な食品の摂取に留意すること
	ビタミンA	欠乏による成長阻害や骨及び神経系の発達抑制を回避する観点から、成長期の子ども、特に1～5歳においては、300μg RE/日を下回らないよう主菜や副菜(緑黄色野菜)の摂取に留意すること
	鉄	月経がある場合には、十分な摂取に留意するとともに、特に貧血の既往があるなど個別の配慮を要する場合は、医師・管理栄養士等による専門的評価を受けること
生活習慣病の一次予防	ナトリウム(食塩)	高血圧の予防の観点から、成人においては、目標量(食塩相当量として、男性8.0g未満/日、女性7.0g未満/日)を参考に、過剰摂取を避けること

## II. 避難所における食事提供に係る栄養管理の留意事項について

1. 避難所生活が長期化する中で、利用者の健康・栄養状態等に配慮し、食事提供においては、以下の(1)から(4)に留意すること。

### (1) 利用者の状況やニーズに応じた食事提供

- ① 避難所における食事提供のための栄養量の算定に当たっては、利用者の性別や年齢構成を把握するよう努めること。
- ② 食事提供の計画に当たっては、強化米など栄養素添加食品の利用も含め、必要な栄養素量の確保に努めること。また、食事提供後は、残食量、利用者の摂取状況等を観察・評価し、提供量の調整(増減)を図ることが望ましいこと。
- ③ 献立の作成や管理に当たっては、食欲不振等を来さないように、利用者のニーズも考慮し、利用者の希望するメニューや暑さに配慮した食べやすいメニューを取り入れるなど、メニューの多様化や適温食の提供に配慮すること。
- ④ 高齢者や病者など個別対応が必要な者に係るニーズの把握に努めるとともに、栄養補助食品の活用も含め、適切な支援を行うこと。また、アレルギー対応食品の要望があった場合には、適切に支援すること。治療を目的とした栄養管理が必要な方には、医療機関での専門的支援につなぐ体制を確保すること。

### (2) 安全かつ栄養バランスのとれた食事提供体制

- ① 各避難所における食事の提供等の調整者を決め、避難所の食事供給の過不足の状況や被災者の食事に関する要望等を把握し、必要な対策が講じられる体制を確保すること。その際、栄養的な配慮がなされた食事が継続的に提供されるよう、市町村栄養士や保健所栄養指導員との連携を図ること。
- ② 食中毒防止のため、食事や食品の管理、調理・配膳方法等は、衛生的に行うこと。また、大型冷蔵庫の確保など避難所の環境整備を図ること。

### (3) 健康・栄養管理のための情報提供等

- ① 糖尿病や高血圧など食事管理の必要な方が食事の内容や量の調整ができるように、食事のエネルギーや食塩の含有量の表示を通じた情報提供やエネルギー量の異なる選択メニューの導入など、できる限り工夫すること。
- ② 利用者が適切な体重を維持できるように、提供する食事のエネルギー量の調整を図るとともに、健康管理の観点から、避難所に体重計を用意するなどし、利用者自身が計測できる環境づくりに努めること。
- ③ 避難所の食事提供以外に、利用者自身が食品を購入できる環境にある場合には、避難所で提供される食事で不足しがちな食品を推奨するなど、健康管理につながる情報の提供に努めること。

2. 継続的に1回100食以上を提供する場合は、健康増進法に基づく特定給食施設における栄養管理の基準(健康増進法施行規則第9条各号)を参考に、以下の(1)から(5)により適切な栄養管理を実施するよう努めること。

- (1) 避難所を利用して食事の供給を受ける者の身体の状態、栄養状態、生活習慣等を把握し、これらに基づき、適当なエネルギー量及び栄養素の量を満たす食事の提供及びその品質管理を行うとともに、これらの評価を行うよう努めること。
- (2) 食事の献立は、身体の状態等のほか、利用者の日常の食事の摂取量、嗜好等に配慮して作成するよう努めること。
- (3) 献立表の掲示並びにエネルギー量及びたんぱく質、脂質、食塩等の主な栄養成分の表示等により、利用者に対し、栄養に関する情報の提供を行うこと。
- (4) 献立表等を適正に作成し、保管すること。
- (5) 衛生管理については、食品衛生法その他関係法令の定めるところによること。



## 2 協定書（災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定書）

### 協定の概要

#### 1 趣旨

愛知県は、県内で災害が発生したときに、必要に応じて支援活動の協力を愛知県栄養士会へ要請し、同会は、<sup>ジューディーエー</sup>J D A - <sup>ダット</sup>D A T（日本栄養士会災害支援チーム）の派遣調整を行うとともに、被災者の栄養・食事相談等の支援を担う管理栄養士・栄養士を速やかに派遣し、次の活動を行う。

#### 2 活動内容

- 被災者（要配慮者を含む）への巡回個別栄養相談
- 避難所での食事状況調査や栄養健康教育
- 特殊栄養食品の提供にかかる支援（特殊栄養食品ステーションの設置） 等

#### 【参考】

- J D A - D A T（The Japan Dietetic Association-Disaster Assistance Team）について  
公益社団法人日本栄養士会が、国内外で大規模災害が発生した地域において、避難所、施設、自宅、仮設住宅等で、被災者に対する栄養と食に関する支援活動ができる専門的なトレーニングを受けた栄養支援チームとして、2012年に設立した。

2020年2月現在	JDA-DAT登録数	内 訳
全 国	3,210名	リーダー 719名、スタッフ 2,491名
愛知県栄養士会	40名	リーダー 18名、スタッフ 22名

#### ○特殊栄養食品について

管理栄養士が関わり提供されることが望ましい食品  
（アレルギー対応食品、母乳代替食品、高齢者用食品、病者用食品 等）

#### ○特殊栄養食品ステーションについて

避難所等で配布される食事が食べられない要配慮者に必要な食事を届けるため、大規模災害時にステーションを被災県内へ1か所設置する。

一般物資とは分離して特殊栄養食品をストックし、これらを必要とする方へ栄養士が直接届け、継続的に栄養ケアを行う仕組みであり、被害が大きい地域には「サテライト」を設置する。

<熊本地震（2016年4月）での支援活動（特殊栄養食品ステーションの設置）>

- ・熊本県庁の一室を借用
- ・JDA-DATが常駐して要請の食品を選別



## 災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定書

愛知県（以下「甲」という。）と公益社団法人愛知県栄養士会（以下「乙」という。）との間に、災害時における栄養・食生活支援活動にかかる協力について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、愛知県地域防災計画に基づき、甲が行う避難所及び仮設住宅等の被災者に対する健康対策のうち巡回栄養相談等（以下「巡回栄養相談」という。）にかかる乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （協力要請）

第2条 甲は、愛知県地域防災計画に基づき、巡回栄養相談を行う必要が生じたときは、乙に対して協力を要請することができる。

2 前項に規定する甲の協力要請は、愛知県保健医療局長が行う。

3 甲は、前項の要請の必要がなくなったときは、乙に取消を通知するものとする。

### （派遣）

第3条 乙は、甲からの協力要請を受けたときは、JDA-DAT（日本栄養士会災害支援チーム）の派遣調整を行うとともに、被災地域に管理栄養士・栄養士（以下「管理栄養士等」という。）を派遣するものとする。

2 甲は、想定される活動内容及び被災地状況等の情報の乙への提供と収集に努めるものとする。

### （指揮命令系統等）

第4条 乙が派遣する管理栄養士等に対する指揮命令は、甲が指定するものが行うものとする。

### （活動）

第5条 乙が派遣する管理栄養士等は、原則、被災地域において医療救護班や保健活動と連携し、次の各号に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 被災者（要配慮者を含む）への巡回個別栄養相談
- (2) 避難所での食事状況調査や栄養健康教育
- (3) 特殊栄養食品（アレルギー対応、母乳代替、高齢者用、病者用等の食品）の提供にかかる支援
- (4) その他必要な事項

2 乙は、自ら移動や生活手段等を確保し、継続した活動を行うことを基本とする。

### （報告）

第6条 乙は、前条に規定する業務を行ったときは、その状況を記録するとともに、業務終了後、所定の様式により甲に報告するものとする。

### （費用負担）

第7条 この協定に基づく活動に要する費用については、栄養・食生活支援活動終了後に、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

### （体制の整備）

第8条 乙は、災害時に迅速な対応をとることができるよう、派遣体制の整備と甲との連携体制に努めるものとする。

### （連絡責任者）

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては愛知県保健医療事務局健康医務部健康対策課長、乙においては会長とする。

### （紛争処理）

第10条 この協定に基づく業務に関して紛争が生じたときは、甲は速やかにその原因を調査し、乙と協議の上、紛争解決のための適切な措置を講じるものとする。

### （訓練、研修）

第11条 甲は、この協定に基づく乙の協力が円滑に行われるよう、甲が主催する防災訓練、研修会等に乙の参加を要請することができる。

2 甲は、乙の人材育成、技術向上等を図るため、乙が行う研修、訓練等の企画及び実施に協力するものとする。

### （実施細目）

第12条 この協定を実施するために必要な事項は、別に定めるものとする。

### （協議）

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた事項については、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

### （有効期間）

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定を2通作成し、甲、乙が署名の上、それぞれ1通を保有する。

令和2年3月24日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県

愛知県知事

大村秀章

乙 名古屋市中区伊勢山一丁目1番4号 DAIOビル4階

公益社団法人愛知県栄養士会

会長

棚本嘉和

### 3 啓発リーフレット等一覧表

項目	NO.	タイトル	内容	様式	使用	参考
栄養・食生活	1	避難生活を少しでも元気に過ごすために	食事について 水分摂取について 運動について 食するときの諸注意	リーフレット	災害時	日本栄養士会、 国立健康・栄養 研究所
	2	〃 (英語)				
	3	〃 (中国語)				
	4	〃 (韓国語(ハングル語))				
	5	〃 (スペイン語)				
	6	〃 (ベトナム語)				
	7	〃 (タガログ語)				
	8	おやつを食べすぎに気をつけましょう	おやつを食べる時の注意点	ポスター	災害時	愛知県豊川・新 城保健所管内栄 養改善連絡会議
	9	脱水症や体調不良に気をつけましょう！！	脱水症の注意点	ポスター	災害時	
	10	便秘に注意しましょう	便秘改善のポイント	ポスター	災害時	岐阜県
	11	下痢・嘔吐の食事	下痢・嘔吐の食事のポイント	ポスター	災害時	岐阜県
	12	食事のことで心配がある方	食事についての相談先	ポスター	災害時	愛知県豊川・新 城保健所管内栄 養改善連絡会議
衛生管理	13	避難生活を少しでも元気に過ごすために	食中毒について 食事担当の方へ 病気の感染予防について 下痢・風邪の栄養管理	リーフレット	災害時	日本栄養士会、 国立健康・栄養 研究所
	14	〃 (英語)				
	15	〃 (中国語)				
	16	〃 (韓国語(ハングル語))				
	17	〃 (スペイン語)				
	18	〃 (ベトナム語)				
	19	〃 (タガログ語)				
	20	手洗いの手順	手の洗い方	ポスター	災害時	日本食品 衛生協会
食中毒予防	21	残った食事はとっておかない！	食中毒注意喚起	ポスター	避難所 食料係用	愛知県豊川・新 城保健所管内栄 養改善連絡会議
	22	冬は特にご注意！ノロウイルスによる食中毒	食中毒予防のポイント	ポスター	災害時	
	23	ノロウイルスの感染を広げないために	嘔吐物の処理 消毒について ノロウイルスの感染について	ポスター	災害時	厚生労働省
備蓄・弁当・炊き出し	24	避難所の献立例①	昼・夕食別(12日分)	資料	災害時	熊本県
	25	避難所の献立例②	炊き出し用 朝・昼・夕食別(7日分)	資料	災害時	
	26	避難所の献立例③	備蓄品用 朝・昼・夕食別(7日分)	資料	災害時	
	27	避難所の献立例④	弁当配食用(6日分)	資料	災害時	
	28	缶詰やレトルトの食品の組み合わせ例	食品の組み合わせ	資料	災害時	
	29	避難所食事提供状況報告書	避難所で提供される食事の栄 養素の確認	資料	災害時	—
	30	弁当の契約仕様書について	弁当の契約仕様書(例)	資料	災害時	日本公衆衛生協会
	31	避難所へお弁当の配食をされる事業所さまへ	栄養バランスのよいお弁当を 作るポイント	リーフレット	災害時	熊本県
	32	炊き出しルール	炊き出し等での注意点	資料	災害時	日本公衆衛生協会

※啓発リーフレット等は「別冊 啓発リーフレット等」を参照

項目	NO.	タイトル	内容	様式	使用	参考
備蓄・弁当・炊き出し	33	配給食品の受入・配布時の注意点	食品受入時のポイント 食品配布時のポイント	ポスター	避難所 食料係用	愛知県豊川・新城保健所管内栄養改善連絡会議
	34	炊き出し施設の衛生管理ポイント	炊き出し等での注意点	ポスター	避難所 食料係用	
	35	炊き出しをする皆様へ	調理前、調理中の注意点	ポスター	災害時	熊本県
	36	盛り付け等のボランティアの方へ	盛り付けのポイント	ポスター	避難所 食料係用	愛知県豊川・新城保健所管内栄養改善連絡会議
	37	巡回栄養相談用資料 (〇〇さんの食事の工夫)	対象者別の食事の特徴	リーフレット	災害時	
	38	巡回栄養相談用資料 (訪問不在時のメモ)	不在時の対応	リーフレット		
妊産婦・乳幼児	39	避難生活を少しでも元気に過ごすために	赤ちゃんの食事について (母乳、粉ミルク、液体ミルク、 ビタミン、水分、離乳食など)	リーフレット	災害時	日本栄養士会、 国立健康・栄養 研究所
	40	〃 (英語)				
	41	〃 (中国語)				
	42	〃 (韓国語(ハングル語))				
	43	〃 (スペイン語)				
	44	〃 (ベトナム語)				
	45	〃 (タガログ語)				
46	災害時に乳幼児を守るための 栄養ハンドブック	母乳、粉ミルク、 液体ミルクについて	ハンドブック	災害時	日本栄養士会 災害支援チーム	
アレルギー 食物	47	食物アレルギーのこどもへの対応	対象者向け 対応方法、重い症状	リーフレット	災害時	日本小児 アレルギー学会
	48	避難所におけるアレルギー対応 (行政担当者用)	避難所における行政・管理者 の対応方法	リーフレット	災害時	
	49	災害派遣医療スタッフ向け アレルギー児対応マニュアル	アナフィラキシーへの対応 災害時のアレルギー食対応	リーフレット	災害時	
高齢者	50	あなたの元気がみんなの元気！！	食事について 飲み込みについて 運動について 血圧が高めな方へ 血糖値が高めな方へ	リーフレット	災害時	日本栄養士会、 国立健康・栄養 研究所
	51	〃 (英語)				
	52	〃 (中国語)				
	53	〃 (韓国語(ハングル語))				
	54	〃 (スペイン語)				
	55	〃 (ベトナム語)				
	56	〃 (タガログ語)				
その他	57 ～ 61	コミュニケーション支援ボード (英語・スペイン語・中国語)	持病はありますか？ 避難者名簿をつくります どの言葉を使えますか？ 宗教はどれですか？	リーフレット	災害時	豊田市コミュニ ケーション支援 ボード(災害版)
	62	災害時に備えた食品ストックガイド	備蓄に適した食品の選び方、 ローリングストック法等による 日頃の活用方法、災害時に役 立つ簡単レシピなど	ガイドブック	平常時	農林水産省
	63	要配慮者のための災害時に備えた 食品ストックガイド	乳幼児、高齢者、慢性疾患・食 物アレルギーの方などに向け て、家庭備蓄を行う際に必要 な情報、災害時における食事 の注意点等	ガイドブック	平常時	農林水産省
	64	大規模災害時に備えた栄養に配慮した 食料備蓄量の算出のための 簡易シミュレーター	平時から健康・栄養面や要配 慮者についても考慮した食料 備蓄の推進を目的としたシミュ レーター	シュミレーター	平常時	厚生労働省

※啓発リーフレット等は「別冊 啓発リーフレット等」を参照

## 4 大規模災害時における栄養・食生活支援活動ガイドライン等アンケート調査結果

### 1 目的

県で作成する大規模災害時における栄養・食生活支援活動ガイドラインを作成にあたり、市町村の意見等を確認する

### 2 実施主体

大規模災害時における栄養・食生活支援活動ガイドライン等作成ワーキンググループ

### 3 対象

県内50市町村(政令市、中核市除く)

### 4 期間

令和元年7月～8月

### 5 内容

- (1) 災害時における行政栄養士の役割
- (2) 災害時における栄養士の受け入れ体制
- (3) 災害時栄養・食生活支援マニュアルの有無
- (4) 要配慮者に対する備蓄食料品等の有無
- (5) 災害関係で栄養・食生活に関して困っていること
- (6) ガイドラインに盛り込んでほしいこと

### 6 調査結果

#### (1) 回答状況

	市町村数
① 栄養士	31
② 栄養士以外※	18

※職種…保健師①、  
防災担当②、事務②

49 回収率 98%

#### (2) 災害時に行政栄養士の役割は決まっていますか

災害時における行政栄養士の役割は、決まっている市町村は約半数となっている。  
決まっている22市町村のうち、13市町村では栄養・食生活以外の内容になっている。

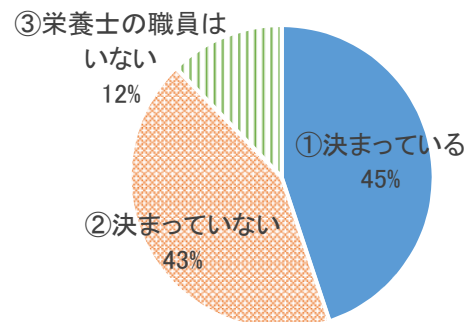
	市町村数
① 決まっている	22
② 決まっていない	21
③ 栄養士の職員はいない	6

49

※①を選択したその役割

	市町村数
① 栄養士職(栄養・食生活)に関すること※	9
② ①以外のこと	10
③ その他	3

22



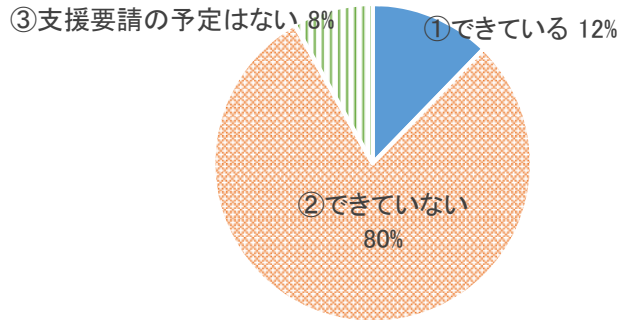
※①の内容

- ・巡回栄養相談
- ・救護班、避難所班、必要に応じて物資係
- ・避難所における栄養指導と被災者の食生活支援・相談

### (3)災害時に他自治体等からの栄養士支援の受け入れ体制はできていますか

災害時に他自治体から栄養士の支援を受け入れる体制については、80%の市町村ができていない。

	市町村数
①できている	6
②できていない	39
③支援要請の予定はない	4
	49



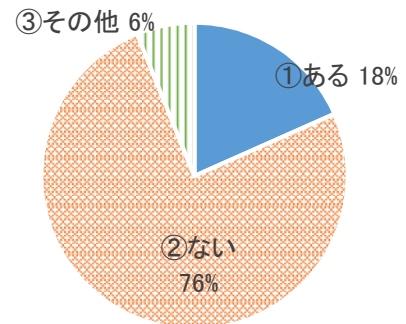
### (4)災害時の栄養・食生活支援マニュアル等がありますか

災害時の栄養・食生活支援マニュアルについては、76%の市町村がない。

	市町村数
①ある	9
②ない	37
③その他	3

※②③の理由 49

- ・保健活動マニュアルに含まれている
- ・栄養士の配置が一人又はいないため、マンパワーが不足している
- ・栄養だけではなく、保健活動のマニュアルに合わせて作成予定である
- ・自治体の防災計画に栄養・食生活支援の内容に関する記載がないため、行政栄養士の役割が明確になっていない 等



### (5)要配慮者に対する備蓄食料品等がありますか

要配慮者に対する備蓄について、乳幼児用では34市町村(69%)が現物備蓄をしており、内容はミルクが多くなっている。

高齢者用では、20市町村(41%)は現物備蓄をしており、粥が多くなっている。

その他では、29市町村(61%)で現物備蓄をしており、内容はアレルギー用が27市町村と多くなっている。

乳児用

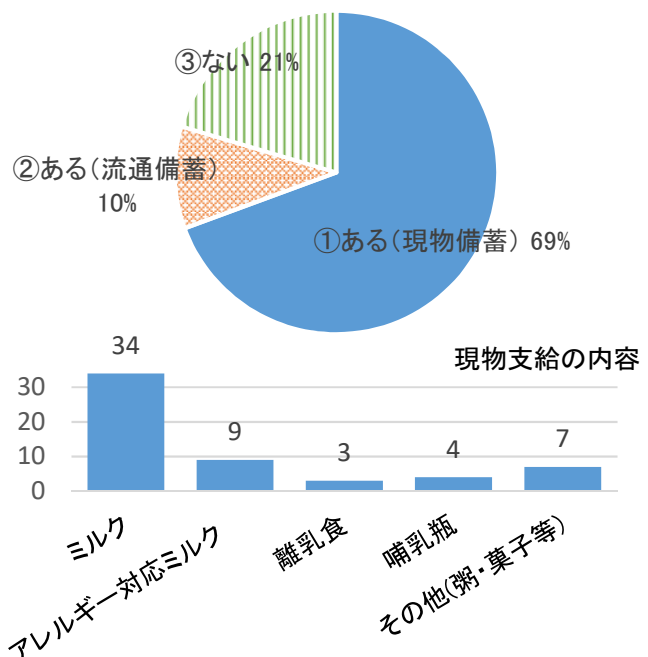
	市町村数
①ある(現物備蓄)	34
②ある(流通備蓄)	5
③ない	10

①の内容 49

ミルク	34
アレルギー対応ミルク	9
離乳食	3
哺乳瓶	4
その他(粥・菓子等)	7

②の内容

- ・ミルク、離乳食等

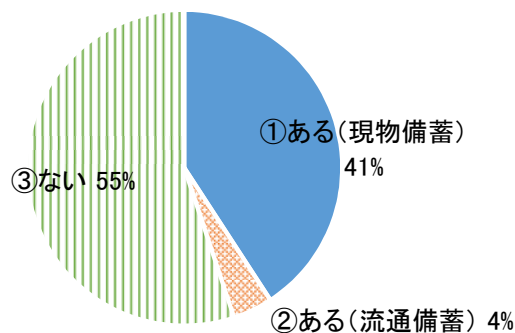


### 高齢者用

	市町村数
①ある(現物備蓄)	20
②ある(流通備蓄)	2
③ない	27

①の内容 49

・粥13 等



### その他

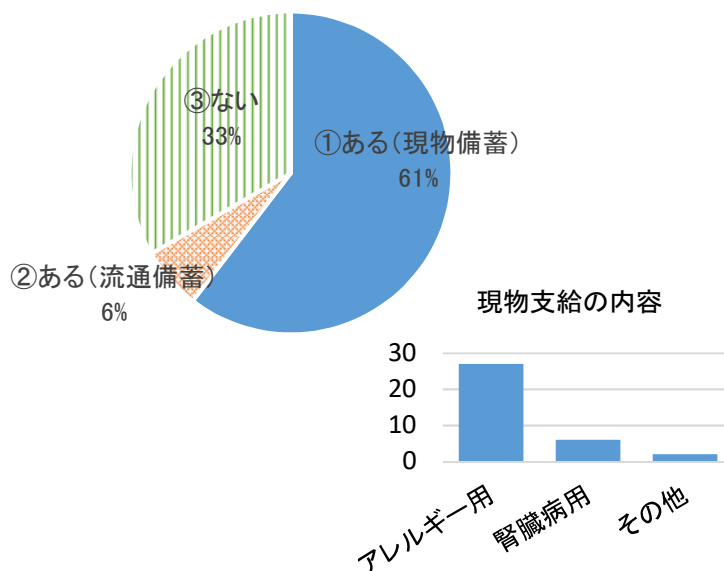
	市町村数
①ある(現物備蓄)	29
②ある(流通備蓄)	3
③ない	16

①の内容 48

アレルギー用	27
腎臓病用	6
その他	2

②の内容

・アレルギー用②



## (6) 災害関係で栄養・食生活に関して困っていることはありますか

- ・特殊栄養食品の備蓄が少ない
- ・要配慮者の備蓄は粉ミルク以外ない
- ・行政栄養士として具体的に何が出来るのか
- ・防災関係部署との連携がとれていない
- ・災害時に行政栄養士が栄養・食生活に関する任務に特化してできる体制になっていない 等

## (7) ガイドラインに盛り込んで欲しい内容がありますか

- ・栄養士の派遣依頼方法を教えてほしい
- ・県・市の役割を明記してほしい
- ・保健所・市町村栄養士との連携方法、役割分担について具体的に明記してほしい
- ・連携先が分かる体系図があるとよい
- ・特殊栄養食品等の物資要請の流れが知りたい
- ・最新の内容を盛り込んでほしい 等

# 大規模災害時における栄養・食生活支援活動ガイドライン等アンケート調査票

以下に御記入の上、8月7日(水)までに回答をお願いいたします。  
 送付先：一宮保健所健康支援課栄養担当  
 アドレス

自治体名  回答者  ①栄養士 ②栄養士以外  
 (②の場合は下に職種をご記入ください)  
 職種

**1. 災害時に行政栄養士の役割は決まっていますか**

①決まっている      ②決まっていない      回答欄   
 ③栄養士の職員はいない

※①を選択した方はその役割をご記入ください      回答欄

①栄養士職（栄養・食生活）に関すること      ②①以外のこと  
 ③その他

**2. 災害時に他自治体等からの栄養士支援の受け入れ体制はできていますか**

①できている      ②できていない      ③支援要請の予定はない      回答欄

**3. 災害時の栄養・食生活支援マニュアル等がありますか**

①ある      ②ない      ③その他      回答欄

※②ない③その他 を選択した方は理由や状況をご記入ください

**4. 要配慮者に対する備蓄食料品等がありますか**

①ある(現物備蓄)      ②ある(流通備蓄)      ③ない      ※複数ある場合は内容欄にお書きください。

(1) 乳児用	<input style="width: 20px; height: 20px;" type="checkbox"/>	内容	例：①液体ミルク ②離乳食
(2) 高齢者用	<input style="width: 20px; height: 20px;" type="checkbox"/>	内容	例：嚥下食
(3) その他	<input style="width: 20px; height: 20px;" type="checkbox"/>	内容	例：アレルギー食

**5. 災害関係で栄養・食生活に関して困っていることはありますか・その理由 (自由記載)**

内容

理由

**6. ガイドラインに盛り込んで欲しい内容はありますか・その理由 (自由記載)**

内容

理由

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。



## 5 関係機関・団体一覧

### 県庁

担当課名	郵便番号及び所在地	電話番号	FAX 番号
保健医療局健康医務部 健康対策課	〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号	052-954-6271	052-954-6917

### 保健所

保健所名	郵便番号及び所在地	電話番号	FAX 番号	医療圏	管轄区域(市町村)
一宮保健所※	〒491-0867 一宮市古金町 1-3	0586-72-0321	0586-24-9325	尾張西部	一宮市、稲沢市 ※令和3年3月31日まで
瀬戸保健所	〒489-0808 瀬戸市見付町 38-1	0561-82-2196	0561-82-9188	尾張東部	瀬戸市、尾張旭市、 豊明市、日進市、 長久手市、東郷町
春日井保健所	〒486-0927 春日井市柏井町 2-31	0568-31-2188	0568-34-3781	尾張北部	春日井市、小牧市
江南保健所	〒483-8146 江南市布袋下山町西 80	0587-56-2157	0587-54-5422		犬山市、江南市、 岩倉市、大口町、扶桑町
清須保健所	〒452-0961 清須市春日振形 129 (清須市春日老人福祉センター内)	052-401-2100	052-401-2113	名古屋尾張中部	清須市、北名古屋市、 豊山町 ※令和3年4月1日～ 稲沢市、(一宮市)
津島保健所	〒496-0038 津島市橋町 4-50-2	0567-26-4137	0567-28-6891	海部	津島市、愛西市、 弥富市、あま市、大治町、 蟹江町、飛島村
半田保健所	〒475-0903 半田市出口町 1-45-4	0569-21-3341	0569-24-7142	知多半島	半田市、阿久比町、 東浦町、南知多町、 美浜町、武豊町
知多保健所	〒478-0001 知多市八幡字荒古後 88-2	0562-32-6211	0562-33-7299		常滑市、東海市、 大府市、知多市
衣浦東部保健所	〒448-0857 刈谷市大手町 1-12	0566-21-4778	0566-25-1470	西三河北部	みよし市、(豊田市)
				西三河南部 西	碧南市、刈谷市、 高浜市、安城市、知立市
西尾保健所	〒445-0073 西尾市寄住町下田 12	0563-56-5241	0563-54-6791	西三河南部 東	西尾市 幸田町、(岡崎市)
新城保健所	〒441-1326 新城市字中野 6-1	0536-22-2203	0536-23-6358	東三河北部	新城市、設楽町、 東栄町、豊根村
豊川保健所	〒442-0068 豊川市諏訪 3-237	0533-86-3188	0533-89-6758	東三河南部	豊川市、蒲郡市、 田原市、(豊橋市)

※一宮市は中核市となるため令和3年4月1日より廃止

※管轄区域の( )内は中核市

## 主な関係団体

所属名	所在地	電話	ファックス
公益社団法人 愛知県栄養士会	〒460-0026 名古屋市中区伊勢山 1-1-4 DAIO ビル4階	052-332-1113	052-332-6009

## 6 参考・引用文献

愛知県地域防災計画	愛知県防災会議	令和元年 6 月
愛知県災害時保健師活動マニュアル	愛知県保健医療局 健康医務部 医療計画課	平成 25 年 12 月
大規模災害時の栄養・食生活支援活動 ガイドライン～その時、自治体職員は何をするか～	日本公衆衛生協会	平成 31 年 3 月
大規模災害時の栄養・食生活支援のための アクションカード(例)	日本公衆衛生協会	令和 2 年 3 月
岐阜県災害時栄養・食生活支援活動ガイドライン (第3版)	岐阜県健康福祉部 保健医療課	平成 30 年 3 月
熊本県災害時栄養管理ガイドライン ～被災者の栄養・食生活支援活動の手引き～	熊本県健康福祉部健康局 健康づくり推進課	平成 30 年 3 月
市町村栄養士活動のための災害時の栄養・食生活 支援マニュアル	愛知県豊川・新城保健所 管内栄養改善連絡会議	平成 27 年 3 月
公益社団法人 日本栄養士会 災害支援 お役立ちデータ集 <a href="https://www.dietitian.or.jp/about/concept/jdadat/">https://www.dietitian.or.jp/about/concept/jdadat/</a>	公益社団法人 日本栄養士会	
国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所 国際災害栄養研究室 <a href="https://www.nibiohn.go.jp/eiken/disasternutrition/index.html">https://www.nibiohn.go.jp/eiken/disasternutrition/index.html</a>	国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所	

大規模災害時における栄養・食生活支援活動ガイドライン  
ワーキンググループ構成員

所属名	氏名	
	令和元年度	令和2年度
一宮保健所	市川 智子	市川 智子
瀬戸保健所	石川 文代	綾部 敬子
春日井保健所	東 かなみ	東 かなみ 榊原 葉奈子
江南保健所	飯田 順理	飯田 順理
名古屋市健康増進課	磯部 貴恵	磯部 貴恵
豊橋市保健所	安田 恵	安田 恵
保健医療局健康医務部 健康対策課	関 たづ子※	関 たづ子※
	小出 梨恵※	石川 文代※
清須保健所	山村 浩二※	山村 浩二※
知多保健所	杉浦 美香※	杉浦 美香※

※オブザーバー

発行日 令和3年4月

編集・発行

愛知県保健医療局健康医務部健康対策課歯科・栄養グループ

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電話 052-954-6271 FAX 052-954-6917